

部落差別の解消の推進に関する基本方針及び実施計画  
(部落差別解消推進法に関する基本方針及び実施計画)



令和6年（2024年4月）

国 東 市

# 第1章 部落差別の解消の推進に関する基本方針 及び実施計画の策定にあたって

## 1 趣旨

部落差別問題とは、「日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなどの、我が国固有の重大な人権問題」です。

この部落差別問題の解決を図るための大きな転機となったのは、1965年に総理大臣の諮問（「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」）に対し提出された「同和对策審議会答申」（以下「答申」という。）です。答申は、「同和问题（部落差別問題）は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題」、「未解決に放置することは断じて許されない」、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」とし、現在でも部落差別問題に係る行政の基本的指針といえるものとなっています。

国は、この答申を受けて1969年に特別措置法を制定し、地方公共団体と共に地域改善対策を行ってきました。その結果、被差別部落の劣悪な環境に対する物的な基盤整備は一定の成果を上げましたが、今もなお差別発言や差別落書き等が存在するほか、インターネット上で差別を助長するような内容の書込みがされるといった事案も発生するなど、依然として人の心から差別がなくなるということはありませんでした。

このような中、2016年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下「法律」という。）が公布・施行されました。この法律は、第一条に「現在もなお部落差別が存在する」、「部落差別は、許されないものである」、「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現する」と明記されており、国が部落差別問題の解決を目的として取り組む姿勢を示した初めてのものです。

本市においても部落差別問題解消をめざし、2007年に「国東市人権教育及び人権啓発基本計画」（2018年改訂。以下「基本計画」という。）を策定するとともに、様々な教育・啓発事業を推進してきました。

しかしながら、2021年12月には土地差別発言、また2023年5月には国東市隣保館において、部落差別落書きが見つかりました。このような行為は、人の心を傷つけるだけでなく聞いた人、見た人に新たな差別意識をうえつけ偏見を助長、拡大するおそれがあるもので、決して見過ごすことはできないものです。

このような現状を踏まえ本市では、部落差別問題を人権行政の原点であり、重要な柱としてとらえ、基本計画に加え新たに「部落差別の解消の推進に関する基本方針及び実施計画」（以下「基本方針及び実施計画」という。）を策定しました。

この基本方針及び実施計画は、本市がめざす「部落差別のない社会の実現」のために必要な事項を定めたものです。

## 2 基本方針及び実施計画の位置づけ

この基本方針及び実施計画は、「国東市における部落差別等あらゆる差別をなくし人権を擁護する条例」及び基本計画を基調として、法律に定められた「部落差別の解消」を図るための施策等に関する方針及び実施計画となるものです。

## 第2章 基本方針

### 1 法律の周知

この法律は、当事者に向けた法律ではなく、社会に向けたものであることから、市民がこの法律を理解することが最も重要です。よって、あらゆる場を通じて市民、地域、企業・団体等に対し広く周知します。

また、市民へ周知するためには、市職員がこの法律を十分に理解するとともに、自らがその責務を自覚したうえで、率先して周知に努めるものとします。

#### 1) 市民

市民が、法律の公布・施行について知ることが大切であることから、市民に対し法律の周知に努めていきます。周知にあたっては、あらゆる機会を利用し、内容や方法を工夫し継続的に市民への認知度を高めていきます。

#### 2) 地域、企業・団体等

地域に対しては区長会と、企業・団体等に対しては「国東市人権・部落差別解消教育啓発推進協議会」等と協力・連携し、地域や企業及び団体に対し法律の周知を図ります。

#### 3) 市職員

市民や地域、企業・団体等に対して法律の周知を図るにあたり、法律の周知や理解を求める市職員が、法律の趣旨や内容だけでなく、法律が成立した背景、現在起きている差別の現状、本市におけるこれまでの部落差別に関する取組や経過等を十分認識することが重要です。そのために、市職員を対象にした法律及び本市の施策等の研修を全ての職場で実施し、職員の部落差別の解消に関する知識及び意識の向上を図ります。

## 2 部落差別解消に関する施策（法律第3条関係）

法律第3条に示された部落差別解消のための地域の実情に応じた施策に関することについては、施策の立案から検証までを当事者を含む様々な市民から意見を求める場等を設け、その意見を適宜反映し、より効果的な施策の推進を図ります。

### 3 相談体制の充実（法律第4条関係）

法律第4条に定められている相談体制の充実については、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとされていることから、部落差別に関する相談をはじめとする人権相談体制の充実を図り、関係団体等と連携を図りながら、相談事項の解決に向けた支援・救済の取組などに積極的に努めます。

### 4 教育及び啓発（法律第5条関係）

#### 1) 教育

法律第5条に定められている教育については、学校教育と社会教育のあらゆる場を通じて、部落差別を解消するための教育を一層推進していきます。

学校教育においては、「部落差別解消に向けた教育推進基本方針・基本計画」に基づき、教育課程への位置づけ及び子どもの発達段階に応じた部落問題学習の取組を進めるとともに、(1)人権問題、部落問題の解決に向かう実践力を高める取組(2)教職員の専門的知識と指導力を高める取組(3)学校や地域の実態に応じた取組の推進について、全学校・園で推進します。

また、社会教育においては、推進体制の充実に努めるとともに、部落差別解消に向けた事業等を計画的、系統的に実施するなど、学びの充実に努めます。

#### 2) 啓発

啓発については、法律が制定された背景である「インターネットの普及により部落差別は拡大、悪質化していること（「匿名性」を利用しての無責任な差別的言動の増）」や「相次いで差別事象がおきていること」を重要な課題として捉え、それらを根絶し、「部落差別のない社会」を実現するために、市民一人一人が部落差別問題に対し正しい知識を得、その認識を深めていくことができるよう啓発活動に取り組みます。

### 5 部落差別の実態に係る調査（法律第6条関係）

法律第6条に基づき、国が部落差別の実態に係る調査を実施する際に、関係団体等と連携を図り、調査に協力していきます。

また、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることから、インターネット等での部落差別の実態把握に努め、国、県、県下他市町村及び関係団体等と連携を図り、差別事象への対応を迅速に行います。

なお、「国東市人権意識調査」を5年毎に実施し、部落差別の解消を図るための施策等に活用します。

## 第3章 実施計画

第2章「基本方針」の総合的かつ効果的な推進を図るため、次のとおり実施計画を定めます。

なお、実施計画の推進にあたっては、「国東市人権・部落差別解消教育啓発推進本部会議」を中心に関係部署と連携しながらその推進を図ります。

### 1 法律の周知

#### 1) 市民

- ① 市民に法律が公布・施行されたことを周知するために、市報、ポスター、啓発物品等により、市民の認知度を高めていきます。
- ② 大分県が定める「部落差別等あらゆる不当な差別をなくす運動月間」である8月と法務省が定める「人権週間」である12月には、啓発チラシを全戸に配布し法律の周知に努めます。12月には、あわせて街頭啓発も実施します。
- ③ 「差別をなくす仏の里のつどい（部落差別問題に係る講演会）」（以下「仏の里のつどい」という。）、「隣保館まつり」、「地区人権学習会」等において啓発チラシを配布し法律の施行された背景を含め法律の周知に努めます。

#### 2) 地域、企業・団体等

地域、企業・団体等に啓発チラシ等の配布や講演会へのご案内、講師の派遣等により法律の周知に努めます。

#### 3) 市職員

- ① 会計年度任用職員を含む全職員を対象に、部落差別問題に係る研修会を実施します。
- ② 各職場で管理職が講師となり部落差別問題に関する研修を実施します。
- ③ 人権・部落差別解消教育啓発職場推進委員が部落差別問題に関する講演会や講座へ参加することにより、部落差別問題についての知識や理解を深めます。
- ④ 職員全員が「地区人権学習会」及び「人権フェスティバル」に参加し、部落差別問題についての知識や理解を深めます。
- ⑤ 新規採用職員・新任係長・新任課長補佐・新任課長は、部落差別問題に係る研修を受講することとします。

## 2 部落差別解消に関する施策（法律第3条関係）

1) 法律や部落差別問題について広く市民に啓発するために、以下の組織により施策の立案及び検証を行い、より効果的な施策を推進します。

① 「人権教育・啓発部落差別解消推進担当者定例会」

= 人権啓発・部落差別解消推進課、隣保館、学校教育課、社会教育課の担当者による定例会。各課からの事業の発表及び検証。月に1回開催。

② 「人権教育研究委員会」

= 上記①に当事者及び市民が加わった委員会。主には、「地区人権学習会」の立案及び検証。都度、その他の事業の立案及び検証。月に1回以上開催。

2) 教育では、部落差別問題についての学習、教職員研修の充実、そのための体制づくり、地域・保護者への啓発を行います。

## 3 相談体制の充実（法律第4条関係）

隣保館および人権啓発・部落差別解消推進課が中心となって、部落差別に関する相談をはじめとする人権相談の体制の充実を図るよう努めます。

## 4 教育及び啓発（法律第5条関係）

1) 教育

① 学校教育

ア 「部落差別解消のための教育推進基本方針・基本計画」を策定します。

イ 学校教育課主催研修等と連携を図り、教職員研修を充実させます。

ウ 校種間の連携を図り、園児・児童・生徒の発達段階に応じた部落問題学習を実践します。

エ 教育活動全般において2008年3月「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」の趣旨を踏まえた、自他を尊重する人権意識、人権感覚を持った児童生徒を育成する取組を推進します。

オ 学校・保護者・地域の連携・協働による人権教育の基盤づくりを推進します。

② 社会教育

ア 部落差別問題をテーマとした地区人権学習会のプログラムを作成し、講師団の編成・派遣を行います。

イ 人権フェスティバルにおいて、部落差別問題についての講演会を実施します。

ウ 身になる人権講座で部落差別問題についての講座を開催します。



エ 企業や各種団体に講師を派遣し、部落差別問題に関する研修を実施することにより市民の理解を深め、もって部落差別の解消に努めます。

オ ケーブルテレビ等を使用し、部落差別問題についての学習を推進します。

## 2) 啓発

- ① 第1章1「趣旨」でも示しましたように答申では「その（部落差別問題の）早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」とされています。特定職業従事者である本市職員は特に、部落差別問題を自らの課題であると捉えるとともに部落差別の現実を正しく学ぶことが必要です。

職員研修では、研修を行うための資料を年間計画と長期計画（部落問題を体系的にしたもので、数年かけて行うもの）に分けて立案し、その計画に沿った研修を行います。職員が部落差別問題の理解をより一層深めることができるよう、その推進を図ります。

- ② 被差別当事者団体が開催する研修や講座に参加し、「今ある部落差別問題」を学習します。
- ③ 区長会において、全地区での「地区人権学習会」の開催を依頼します。
- ④ 「仏の里のつどい」への参加を、本市に係る各委員、企業、学校関係、宗教関係者等多くの方にご案内し啓発を図ります。
- ⑤ 「仏の里のつどい」、「隣保館まつり」、「人権フェスティバル」の市長あいさつに、本市において差別事象があったことを盛り込み、「部落差別問題は、今も身近にできていること」を認識してもらうことで市民への啓発につなげます。
- ⑥ そのほか、様々な機会を利用し部落差別問題の啓発を実施します。

## 5 実態調査（法律第6条関係）

- 1) 国が部落差別の実態に係る調査を実施する際は、本市の実態にあった実態調査の方法を関係団体と協議・検討します。
- 2) 5年毎に「国東市人権意識調査」を行い、その分析結果を地区人権学習会や啓発冊子における学習教材とし、さらなる教育・啓発に努めます。
- 3) インターネット上における被差別部落に対する差別書き込みのモニタリングを実施します。